

なみすけ 保育園 (質の改善前)

(平成27年度)

※現時点で公表されている内容を基に試算したものとなります。

■試算するにあたっての設定条件

- ・地域区分① 18/100地域
- ・定員区分② 21人から30人まで
- ・「保育必要量区分⑤」の認定区分の人数は、定員の8割を保育標準時間、2割を保育短時間として各年齢区分の認定人数

	乳児	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
合計	3	4	5	6	6	6	30
保育標準時間	3	3	4	5	5	5	25
保育短時間	0	1	1	1	1	1	5

・公定価格における「年齢区分」は各月初日のこどもの満年齢とされるため、(注)欄単価を使用する。

- ・民改費 10% 加算率 10
- ・所長設置
- ・減価償却費加算⑫/賃借料加算⑬ はA地域 都市部の単価より計算

【保育所(保育認定)】

A

		項目	単価	人数	加算率	金額	
保育必要量区分⑤	乳児	保育標準時間	月額 185,470	3		556,410	
		保育短時間	月額 185,470	0		0	
	1歳児	保育標準時間	月額 114,460	3		343,380	
		保育短時間	月額 114,460	1		114,460	
	2歳児	保育標準時間	月額 114,460	4		457,840	
		保育短時間	月額 114,460	1		114,460	
	3歳児	保育標準時間	月額 61,590	5		307,950	
		保育短時間	月額 61,590	1		61,590	
	4歳児	保育標準時間	月額 54,490	5		272,450	
		保育短時間	月額 54,490	1		54,490	
	5歳児	保育標準時間	月額 54,490	5		272,450	
		保育短時間	月額 54,490	1		54,490	
	所長設置加算		基本額	月額 16,920	30		507,600
	※現在の国基準運営費に相当する部分						小計 3,117,570

B

所長設置等加算		処遇改善等加算	月額	人数	加算率	金額	
			160	30	10	48,000	
処遇改善費加算	乳児	保育標準時間	月額 1,750	3	10	52,500	
		保育短時間	月額 1,750	0	10	0	
	1歳児	保育標準時間	月額 1,040	3	10	31,200	
		保育短時間	月額 1,040	1	10	10,400	
	2歳児	保育標準時間	月額 1,040	4	10	41,600	
		保育短時間	月額 1,040	1	10	10,400	
	3歳児	保育標準時間	月額 540	5	10	27,000	
		保育短時間	月額 540	1	10	5,400	
	4歳児	保育標準時間	月額 470	5	10	23,500	
		保育短時間	月額 470	1	10	4,700	
	5歳児	保育標準時間	月額 470	5	10	23,500	
		保育短時間	月額 470	1	10	4,700	
	※杉並区保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付額に相当部分						小計 282,900

3歳児配置改善費加算(※1)	保育標準時間	月額				
	保育短時間	月額				
休日保育加算	基本額	月額				0
						(年間延べ利用児童数による)
夜間保育加算	基本額	月額				0
	処遇改善等加算	月額				0
減価償却費加算(※1)		月額				
賃借料加算(※1)		月額				
★分園の場合(減額)		月額				0
★常態的に土曜日を閉所する場合(減額)		月額				0
★定員を恒常的に超過する場合(減額)		月額				0
小計						0

※3

【加算部分2】

C

主任保育士専任加算	基本額	月額	244,090	(定額)		244,090
	処遇改善等加算	月額	24,400	(¥2,440×加算率)		24,400
小計						268,490

D

療育支援加算	A 基本額	月額				
	処遇改善等加算	月額				
	B 基本額	月額				
	処遇改善等加算	月額				
事務職員費雇上加算	基本額	月額	46,100	(定額)		46,100
	処遇改善等加算	月額	4,600	(¥460×加算率)		4,600
小計						50,700

E

冷暖房費加算	月額	110	30		3,300	
入所児童処遇特別加算(※2)	年額			(要件あり。高齢者等の総雇用時間による)		
施設機能強化推進費加算(※2)	年額	150,000		(上限)		
小学校接続加算(※1)	年額					
栄養管理加算(※1)	年額					
第三者評価受審加算(※1)	年額					
小計						3,300

★の項目は減額項目

※1 今回は試算せず

※2 3月に加算(項目により要件あり)今回の試算では勘案せず

※3 自己所有の建物に対しての加算のため非該当

②A~E計

3,722,960

③合計

3,722,960

網掛け部分は、質の改善対象です。

なみすけ 保育園 (質の改善前)

(平成27年度)

※現時点で公表されている内容を基に試算したものとなります。

■試算するにあたっての設定条件

- ・地域区分① 18/100地域
- ・定員区分② 51人から60人まで
- ・「保育必要量区分⑤」の認定区分の人数は、定員の8割を保育標準時間、2割を保育短時間として各年齢区分の認定人数

	乳児	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
合計	8	9	9	10	12	12	60
保育標準時間	6	8	8	8	10	10	50
保育短時間	2	1	1	2	2	2	10

・公定価格における「年齢区分」は各月初日のこどもの満年齢とされるため、(注)欄単価を使用する。

- ・民改費 10% 加算率 10
- ・所長設置
- ・減価償却費加算⑫/賃借料加算⑬ はA地域 都市部の単価より計算

【保育所(保育認定)】

A	保育必要量区分⑤	項目		単価	人数	加算率	金額	
		保育標準時間	保育短時間	月額	月額			
A	乳児	保育標準時間	月額	173,740	6		1,042,440	
		保育短時間	月額	173,740	2		347,480	
	1歳児	保育標準時間	月額	102,730	8		821,840	
		保育短時間	月額	102,730	1		102,730	
	2歳児	保育標準時間	月額	102,730	8		821,840	
		保育短時間	月額	102,730	1		102,730	
	3歳児	保育標準時間	月額	49,860	8		398,880	
		保育短時間	月額	49,860	2		99,720	
	4歳児	保育標準時間	月額	42,760	10		427,600	
		保育短時間	月額	42,760	2		85,520	
	5歳児	保育標準時間	月額	42,760	10		427,600	
		保育短時間	月額	42,760	2		85,520	
	所長設置加算基本額				月額	8,460	60	507,600
	※現在の国基準運営費に相当する部分							小計

B	処遇改善費加算	項目		単価	人数	加算率	金額		
		処遇改善等加算	月額	月額					
B	乳児	処遇改善等加算	月額	80	60	10	48,000		
		保育標準時間	月額	1,630	6	10	97,800		
	1歳児	保育標準時間	月額	1,630	2	10	32,600		
		保育短時間	月額	920	8	10	73,600		
	2歳児	保育標準時間	月額	920	1	10	9,200		
		保育短時間	月額	920	8	10	73,600		
	3歳児	保育標準時間	月額	430	1	10	9,200		
		保育短時間	月額	430	8	10	34,400		
	4歳児	保育標準時間	月額	430	2	10	8,600		
		保育短時間	月額	360	10	10	36,000		
	5歳児	保育標準時間	月額	360	2	10	7,200		
		保育短時間	月額	360	10	10	36,000		
	※杉並区保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付額に相当部分							小計	473,400

3歳児配置改善費加算(※1)	保育標準時間	月額					
	保育短時間	月額					
休日保育加算	基本額	月額					0
		月額					(年間延べ利用児童数による)
夜間保育加算	基本額	月額					0
	処遇改善等加算	月額					0
減価償却費加算(※1)	月額						※3
賃借料加算(※1)	月額						
★分園の場合(減額)	月額						0
★常態的に土曜日を閉所する場合(減額)	月額						0
★定員を恒常的に超過する場合(減額)	月額						0
小計							0

【加算部分2】

C	主任保育士専任加算	基本額	月額	244,090	(定額)		244,090
		処遇改善等加算	月額	24,400	(¥2,440×加算率)		24,400
小計							268,490

療育支援加算	A基本額	月額					
	処遇改善等加算	月額					
	B基本額	月額					
	処遇改善等加算	月額					

D	事務職員費雇上加算	基本額	月額	46,100	(定額)		46,100
		処遇改善等加算	月額	4,600	(¥460×加算率)		4,600
小計							50,700

E	冷暖房費加算	月額	110	60			6,600
	入所児童処遇特別加算(※2)	年額			(要件あり。高齢者等の総雇用時間による)		
	施設機能強化推進費加算(※2)	年額	150,000	(上限)			
	小学校接続加算(※1)	年額					
	栄養管理加算(※1)	年額					
第三者評価受審加算(※1)	年額						
小計							6,600

★の項目は減額項目

※1 今回は試算せず

※2 3月に加算(項目により要件あり)今回の試算では勘案せず

※3 自己所有の建物に対しての加算のため非該当

②A~E計

6,070,690

③合計

6,070,690

網掛け部分は、質の改善対象です。

なみすけ 保育園 (質の改善後)

※現時点で公表されている内容を基に試算したものととなります。

■試算するにあたっての設定条件

- ・地域区分① 18/100地域
- ・定員区分② 21人から30人まで
- ・「保育必要量区分⑤」の認定区分の人数は、定員の8割を保育標準時間、2割を保育短時間として各年齢区分の認定人数

支給認定の手続きが行われていないため、暫定的に割合を設定。

	乳児	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
合計	3	4	5	6	6	6	30
保育標準時間	3	3	4	5	5	5	25
保育短時間	0	1	1	1	1	1	5

- ・公定価格における「年齢区分」は各月初日のこどもの満年齢とされるため、(注)欄単価を使用する。
- ・民改費 10% 下記表加算率は「民改費+3」の数 加算率 **13**
- ・所長設置
- ・減価償却費加算⑫／賃借料加算⑬ はA地域 都市部の単価より計算

詳細が提示されていないため、試算していません。

【保育所(保育認定)】

A

		(6) 項目	単価	人数	加算率	金額	
保育必要量区分⑤	乳児	保育標準時間	202,460	3		607,380	
		保育短時間	186,360	0		0	
	1歳児	保育標準時間	131,190	3		393,570	
		保育短時間	115,090	1		115,090	
	2歳児	保育標準時間	131,190	4		524,760	
		保育短時間	115,090	1		115,090	
	3歳児	保育標準時間	78,070	5		390,350	
		保育短時間	61,970	1		61,970	
	4歳児以	保育標準時間	70,950	5		354,750	
		保育短時間	54,850	1		54,850	
	5歳児	保育標準時間	70,950	5		354,750	
		保育短時間	54,850	1		54,850	
	⑧ 所長設置加算基本額		月額	16,920	30		507,600
	※現在の国基準運営費に相当する部分						小計

B

		(8) 所長設置等加算	処遇改善等加算	月額	人数	加算率	金額	
処遇改善費加算⑦	乳児	保育標準時間	1,920	3	13		74,880	
		保育短時間	1,760	0	13		0	
	1歳児	保育標準時間	1,210	3	13		47,190	
		保育短時間	1,050	1	13		13,650	
	2歳児	保育標準時間	1,210	4	13		4,840	
		保育短時間	1,050	1	13		1,050	
	3歳児	保育標準時間	710	5	13		3,550	
		保育短時間	550	1	13		550	
	4歳児	保育標準時間	640	5	13		41,600	
		保育短時間	480	1	13		6,240	
	5歳児	保育標準時間	640	5	13		41,600	
		保育短時間	480	1	13		6,240	
	※杉並区保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付額に相当部分						小計	303,790

3歳児配置改善費加算(※1)	保育標準時間	月額				
	保育短時間	月額				
⑩ 休日	保育加算	月額				0
⑪ 夜間保育加算	基本額	月額				0
	処遇改善等加算	月額				0
減価償却費加算	基本額	月額				0
	賃借料加算	月額				0
★ 分園の場合(減額)	月額					0
★ 常態的に土曜日を閉所する場合(減額)	月額					0
★ 定員を恒常的に超過する場合(減額)	月額					0
小計						0

基本分単価に加算します。

※3 管理費

「★」基本分単価から減額します。

【加算部分2】

C

⑰ 主任保育士専任加算	基本額	月額	248,150 (定額)			248,150	
	処遇改善等加算	月額	32,240 (¥2,480×加算率)			32,240	
※加算要件があります。						小計	280,390

※現在の主任保育士加算は、「A」に含まれます。

D

療育支援加算	A 基本額	月額				
	処遇改善等加算	月額				
	B 基本額	月額				
	処遇改善等加算	月額				
⑲ 事務職員費雇上加算	基本額	月額	46,100 (定額)			46,100
	処遇改善等加算	月額	5,980 (¥460×加算率)			5,980
小計						52,080

E

⑳ 冷暖房費加算	月額	110	30			3,300
㉑ 入所児童処遇特別加算(※2)	年額	(要件あり。高齢者等の総雇用時間による)				
㉒ 施設機能強化推進費加算(※2)	年額	150,000 (上限)				
㉓ 小学校接続加算(※2)	年額					
㉔ 栄養管理加算(※2)	年額					
㉕ 第三者評価受審加算(※2)	年額					
小計						3,300

管理費

★の項目は減額項目

※1 今回は試算せず

※2 3月に加算(項目により要件あり)今回の試算では勘案せず

※3 自己所有の建物に対する加算のため非該当

②A~E計

4,174,570

③合計

4,174,570

なみすけ 保育園 (質の改善後)

※現時点で公表されている内容を基に試算したものととなります。

■試算するにあたっての設定条件

- ・地域区分① 18/100地域
- ・定員区分② 51人から60人まで
- ・「保育必要量区分⑤」の認定区分の人数は、定員の8割を保育標準時間、2割を保育短時間として各年齢区分の認定人数

	乳児	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
合計	8	9	9	10	12	12	60
保育標準時間	6	8	8	8	10	10	50
保育短時間	2	1	1	2	2	2	10

- ・公定価格における「年齢区分」は各月初日のこどもの満年齢とされるため、(注)欄単価を使用する。
- ・民改費 10% 下記表加算率は「民改費+3」の数 加算率 **13**
- ・所長設置
- ・減価償却費加算⑫／賃借料加算⑬ はA地域 都市部の単価より計算

支給認定の手続きが行われていないため、暫定的に割合を設定。

詳細が提示されていないため、試算していません。

【保育所(保育認定)】

A

		⑥ 項目	単価	人数	加算率	金額	
保育必要量区分⑤	乳児	保育標準時間	月 額	182,620	6	1,095,720	
		保育短時間	月 額	174,570	2	349,140	
	1歳児	保育標準時間	月 額	111,350	8	890,800	
		保育短時間	月 額	103,300	1	103,300	
	2歳児	保育標準時間	月 額	111,350	8	890,800	
		保育短時間	月 額	103,300	1	103,300	
	3歳児	保育標準時間	月 額	58,230	8	465,840	
		保育短時間	月 額	50,180	2	100,360	
	4歳児以	保育標準時間	月 額	51,110	10	511,100	
		保育短時間	月 額	43,060	2	86,120	
	5歳児	保育標準時間	月 額	51,110	10	511,100	
		保育短時間	月 額	43,060	2	86,120	
	⑧ 所長設置加算基本額		月 額	8,460	60		507,600
	※現在の国基準運営費に相当する部分						小計

B

		⑧ 所長設置等加算	処遇改善等加算	月 額	人数	加算率	金額	
処遇改善費加算⑦	乳児	保育標準時間	月 額	1,720	6	13	134,160	
		保育短時間	月 額	1,640	2	13	42,640	
	1歳児	保育標準時間	月 額	1,010	8	13	105,040	
		保育短時間	月 額	930	1	13	12,090	
	2歳児	保育標準時間	月 額	1,010	8	13	8,080	
		保育短時間	月 額	930	1	13	930	
	3歳児	保育標準時間	月 額	510	8	13	4,080	
		保育短時間	月 額	430	2	13	860	
	4歳児	保育標準時間	月 額	440	10	13	57,200	
		保育短時間	月 額	360	2	13	9,360	
	5歳児	保育標準時間	月 額	440	10	13	57,200	
		保育短時間	月 額	360	2	13	9,360	
	※杉並区保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付額に相当部分						小計	503,400

3歳児配置改善費加算(※1)	保育標準時間	月 額				
	保育短時間	月 額				
⑩ 休日	保育加算	月 額				0
⑪ 夜間保育加算	基本	月 額				0
	処遇改善等加算	月 額				0
減価償却費加算	基本	月 額				0
	賃借料	月 額				0
★ 分園の場合(減額)	月 額					0
★ 常態的に土曜日を閉所する場合(減額)	月 額					0
★ 定員を恒常的に超過する場合(減額)	月 額					0
小計						0

基本分単価に加算します。

※3 管理費

「★」基本分単価から減額します。

【加算部分2】

C

⑰ 主任保育士専任加算	基本額	月 額	248,150 (定額)		248,150
	処遇改善等加算	月 額	32,240 (¥2,480×加算率)		32,240
※加算要件があります。					
小計					280,390

※現在の主任保育士加算は、「A」に含まれます。

D

療育支援加算	A 基本額	月 額			
	処遇改善等加算	月 額			
	B 基本額	月 額			
	処遇改善等加算	月 額			
⑲ 事務職員費雇上加算	基本額	月 額	46,100 (定額)		46,100
	処遇改善等加算	月 額	5,980 (¥460×加算率)		5,980
小計					52,080

E

⑳ 冷暖房費加算	月 額	110	60		6,600
㉑ 入所児童処遇特別加算(※2)	年 額	(要件あり。高齢者等の総雇用時間による)			
㉒ 施設機能強化推進費加算(※2)	年 額	150,000 (上限)			
小学校接続加算(※2)	年 額				
栄養管理加算(※2)	年 額				
第三者評価受審加算(※2)	年 額				
小計					6,600

管理費

★の項目は減額項目

※1 今回は試算せず

※2 3月に加算(項目により要件あり)今回の試算では勘案せず

※3 自己所有の建物に対する加算のため非該当

②A~E計

6,543,770

③合計

6,543,770